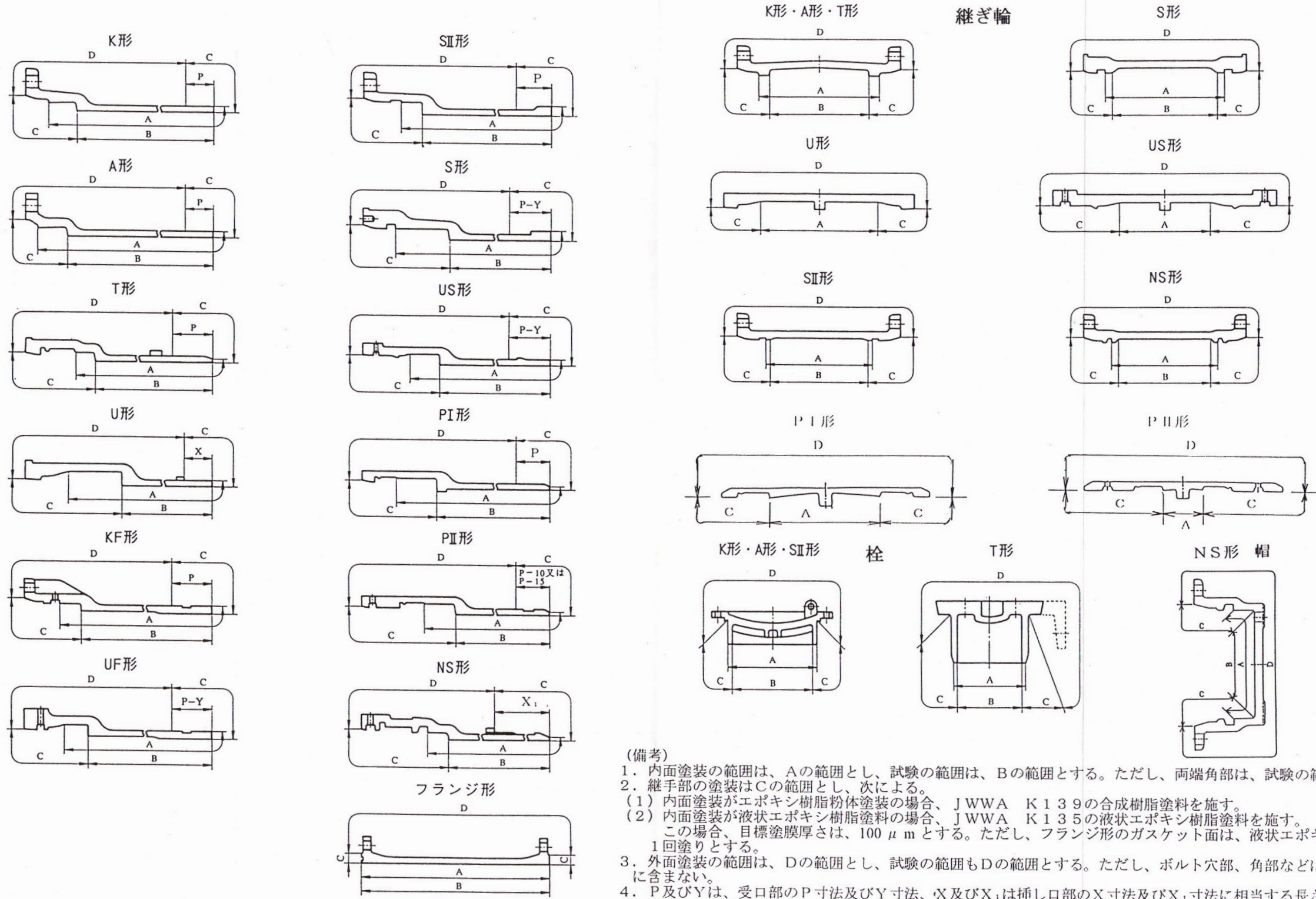


# 付図-2 ダクタイル鋳鉄異形管の塗装及び塗膜の試験の範囲

(内面がエポキシ樹脂粉体塗装及び液状エポキシ樹脂塗装の場合)



- (備考)
1. 内面塗装の範囲は、Aの範囲とし、試験の範囲は、Bの範囲とする。ただし、両端角部は、試験の範囲に含まない。
  2. 継手部の塗装はCの範囲とし、次による。  
 (1) 内面塗装がエポキシ樹脂粉体塗装の場合、JWWA K139の合成樹脂塗料を施す。  
 (2) 内面塗装が液状エポキシ樹脂塗料の場合、JWWA K135の液状エポキシ樹脂塗料を施す。  
 この場合、目標塗膜厚さは、100 μmとする。ただし、フランジ形のガスケット面は、液状エポキシ樹脂塗料を1回塗りとする。
  3. 外面塗装の範囲は、Dの範囲とし、試験の範囲もDの範囲とする。ただし、ボルト穴部、角部などは、試験の範囲に含まない。
  4. P及びYは、受口部のP寸法及びY寸法、X及びX<sub>1</sub>は挿し口部のX寸法及びX<sub>1</sub>寸法に相当する長さを示す。  
 なお、P II形は、呼び径300～600mmの場合P＝10mmとし、呼び径700～1350mmの場合P＝15mmとする。
  5. 参考規格：ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装 (JCPA Z 2010) による。